

戦後主要政党の変遷と国会内勢力の推移

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 神田 広樹

目 次

はじめに

- I 国会における政党の勢力配置—様態とその変化—
- II 戦後主要政党の変遷
- III 主要政党の国会内勢力の推移（昭和20年8月～平成25年）

資料 1-1 戦後主要政党の変遷（昭和20年8月～昭和30年）

資料 1-2 戦後主要政党の変遷（昭和31年～昭和64年）

資料 1-3 戦後主要政党の変遷（平成元年～平成9年）

資料 1-4 戦後主要政党の変遷（平成10年～平成20年）

資料 1-5 戦後主要政党の変遷（平成21年～平成25年）

資料 2 主要政党の国会内勢力の推移（昭和20年8月～平成25年）

はじめに

議会制民主主義において、政党は不可欠な存在である。日本国憲法には、政党という言葉は見当たらないものの、政党の存在が当然に予定されているものとされる⁽¹⁾。実際に戦後のわが国では、これまでに多くの政党が結成されたが、個々の政党は、時に合併・分裂等を経ながら、また時に他党との競争・協力の関係を変化させながら⁽²⁾、議会における政策の審議や政権の形成等、重要な役割を担っている。

本稿は、戦後の主な政党の変遷及び国会における勢力規模の推移を整理したものである⁽³⁾。これらの動向には、その時々を社会的・経済的状況に加え、政党に関する法制度が影響を与えてきた面がある。それらの変化についても視野に入れながら、まず、戦後の衆議院及び参議院における政党の勢力配置の様態とその変化について概観する。

I 国会における政党の勢力配置—様態とその変化—

ポツダム宣言受諾後、戦時の翼賛体制の構築を主眼として国会議員を組織していた団体（大日本政治会等）は解散した。その後、GHQの指令に基づいて言論・結社の自由の拡大がなされた⁽⁴⁾ことに伴い、政党の結成や復活が相次いだ。戦後初の総選挙（昭和21（1946）年4月10日）は、大選挙区制限連記制により行われた⁽⁵⁾。268もの政党と名乗る団体から候補者が擁立されただけでなく、当選人を出した団体の数も32にのぼった⁽⁶⁾ことから、小党乱立とそれによる政治的不安定等が懸念された⁽⁷⁾。しかし、その後は、衆議院議員の選挙制度の改正（中選挙区制への変更）等を経て、両院において、政党数は減少傾向となり、保守対革新という対立軸のもとで2つの勢力への集中の傾向がみられた。

昭和30（1955）年の10月から11月にかけて、日本社会党の左右統一と自由民主党の結成が相次いで行われ、「1955年体制」（又は「55年体

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2014年5月15日である。

(1) 最高裁判所大法廷昭和45年6月24日判決

(2) 一般に、政党間の競争や協力の様態は、政党制（政党システム）という概念を用いて表される。岡沢憲美早稲田大学教授は、戦後のわが国における政党政治の特徴の1つとして、「戦後期の半世紀というごく限られた期間であるにも拘わらず、政党政治システム〔本稿でいう政党制〕の世界が非常に大きな多様性を経験したこと」を挙げており、「原子化政党制→極端な多党制→二大政党制→一党優位政党制→穏健な多党制」の順に変容していった、と述べている。岡沢憲美「政党政治システムの変容—55年体制の比較政治学—」『年報政治学』1996号、1996, p.8; 岡沢憲美「政党」堀江湛・岡沢憲美編『現代政治学 第二版』法学書院、2002, p.159.

(3) 本稿は、間柴泰治・柳瀬晶子「主要政党の変遷と国会内勢力の推移（資料）」『レファレンス』651号、2005.4, pp.70-81. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999897_po_065104.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を基に、同資料の刊行以降の動向を含め、戦後のわが国における政党の変遷に関して調査を行い、新たな事項を加えてまとめたものである。

(4) GHQによって昭和20（1945）年10月4日に出された「政治的、公的及び宗教的自由に対する制限の除去の件（覚書）」（いわゆる人権指令）を受け、治安維持法の廃止等が行われた。ただし、その後の指令等により、反民主主義的又は超国家主義的な政党・結社等の設立や活動は禁止された。竹前栄治・中村隆英監修、天川晃ほか編（伊藤悟解説・訳）『GHQ日本占領史 第11巻 政党の復活とその変遷』日本図書センター、1996, pp.19-25, 161-174.

(5) この総選挙において採用された「大選挙区制限連記制」とは、議員定数が2人以上（大選挙区）の各選挙区（都道府県単位。ただし議員定数15人以上の都道府県は2選挙区に分割）において、選挙人が定数未満の1人又は複数の候補者に投票し（制限連記制）、当選人が決定される制度であった。

(6) 竹前栄治・中村隆英監修、天川晃ほか編（小松浩解説・訳）『GHQ日本占領史 第10巻 選挙制度の改革』日本図書センター、1996, pp.17-23; 竹前・中村監修、天川ほか編 前掲注(4), pp.75-78. なお、本稿の「資料1-1 戦後主要政党の変遷（昭和20年8月～昭和30年）」においては、当時存在した関係団体のうち、一部のみを掲載している。

制⁽⁸⁾と呼ばれる政党間の対立の図式が成立した。両院の上位2政党が一致し、昭和31(1956)年通常選挙及び昭和33(1958)年総選挙を経て、両院ともに、上位2政党の議席占有率の合計が、8割を上回る数値となった。さらに、昭和34(1959)年通常選挙以降の各選挙では、衆議院第1党⁽⁹⁾が、両院ともに5割を超える議席を確保するようになった(政権政党⁽¹⁰⁾・上位2政党・衆議院第1党の各選挙直後の議席占有率について、図1(衆議院)及び図2(参議院)を参照)。

1960年代においても、上位2政党の議席占有率の合計値は、両院ともに引き続き8割を上回っていた。しかし、その数値は徐々に低下するとともに、議席を有する政党数の増加傾向がみられ始めた。これは、高度経済成長において産業間及び農村・都市間における人口構成が変化したことに伴い、上位2政党の支持基盤にも変化が起きたこと⁽¹¹⁾等によるものである。こうした傾向は1970年代も続き、1970年代後半には、両院において、選挙直後の衆議院第1党の保有議席が5割に届かない場合もあるなど、与野党の勢力が伯仲状態となった。

1980年代には、昭和25(1950)年以来となる連立政権(第2次中曽根内閣)が発足した。その一方、衆議院第1党の議席占有率が両院において低下する傾向は、おおむね落ち着きをみせた。この時期に起きた特徴的な勢力配置の変化として、第1に、昭和58(1983)年以降の通常選挙において、新たに設立された政党が議席を得る事例が、従来に比べて多く起こるようになったことが挙げられる。これには、昭和57(1982)年の参議院議員選挙制度の一部改正において、従来の全国区選出議員選挙(以下、「全国区選挙」という。)に代わり比例代表選出議員選挙(以下、「比例代表選挙」という。)が導入された⁽¹²⁾ことによって、昭和58年以降の各通常選挙において、いわゆる「ミニ政党」の設立が相次ぎ⁽¹³⁾、その一部が議席獲得に成功したことも関係している。第2に、平成元(1989)年通常選挙において、衆議院第1党が、参議院の改選議席で最も多くの議席を獲得できなかったことが挙げられる。この結果、参議院では、(非改選議席を含めた全議席における)衆議院第1党の議席占有率が4割程度に低下し、従来、衆議

(7) なお昭和21(1946)年総選挙後、同年11月からおよそ1年にわたって、政党数を整理すること等を目的として、政党法の制定について検討がなされ、いわゆる内務省地方局案及び4党(社会党、自由党、民主党及び国民協同党)案という2つの政党法案要綱が作成された。これらにおいては、政党要件として、一定数以上の議員を有すること、又は、直近の総選挙若しくは通常選挙において一定数以上の得票を得たこと等が挙げられていた。しかしその後、政党法の制定よりも全国選挙管理委員会の設立及び政治腐敗防止に関する立法化が優先されることとなり、政党法の制定は立ち消えとなった。

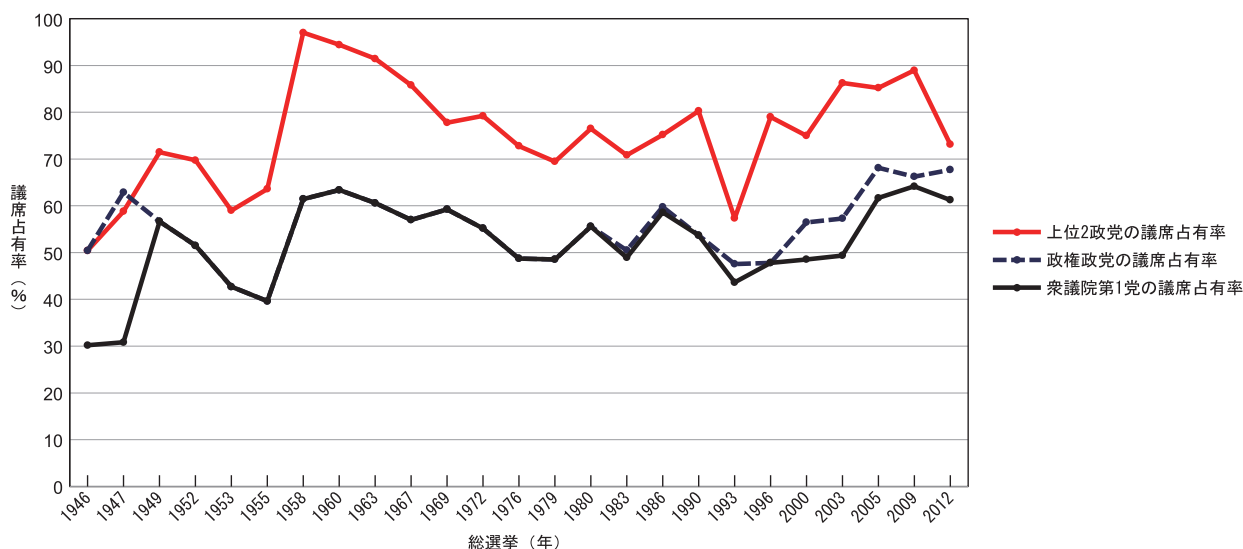
(8) なお、中北浩爾一橋大学教授は、「一九五五年体制という概念を最初に使用したのは、升味準之輔[元東京都立大学(現・首都大学東京)名誉教授]だといわれる」と述べたうえで、升味が昭和39(1964)年に発表した論文「一九五五年の政治体制」(升味準之輔「一九五五年の政治体制」『思想』480号, 1964.6, pp.55-72)における記述(「現在の政治体制の構成がいつできたかときかれれば、私はためらわず一九五五年と答える。つまり、その年の秋におこなわれた社会党統一と保守合同が、現在の政治体制の額縁をつくったのである」(同, p.55))等に触れ、「一九五五年体制という概念は、一九五五年に成立した政党制…(中略)…を意味するものとして、升味によって創出されたといえる」と指摘している。中北浩爾「一九五五年体制の成立(一)」『法学雑誌』47(2), 2000.11, pp.2-3.

(9) 本稿において、「衆議院第1党」とは、衆議院において最も多くの議席を有する政党のことを指す。

(10) 「政権政党」の範囲について、本稿では、首相又は閣僚を出している政党に加えて、副大臣及び政務官(平成13(2001)年1月6日に実施された中央省庁再編より以前については、政務次官)のみを出している政党も含めることとした。

(11) 加藤淳子東京大学大学院教授は、昭和30(1955)年以降のわが国における政党制の展開に関する記述のなかで、この時期の高度経済成長における好調な経済発展が、第1次産業から第2次及び第3次産業への産業人口の移動並びに農村部人口の都市部への大幅な移動を伴ったことにより、1960年代を通じて、農村部に組織的支持基盤を有していた上位2政党が議席を漸減させるとともに、これら2党から失われた議席がその他の主要政党に流れた結果「野党陣営の多党化が進むことになった」と指摘している。加藤淳子「日本の政党システム」川人貞史ほか『現代の政党と選挙 新版』有斐閣, 2011, pp.207-210.

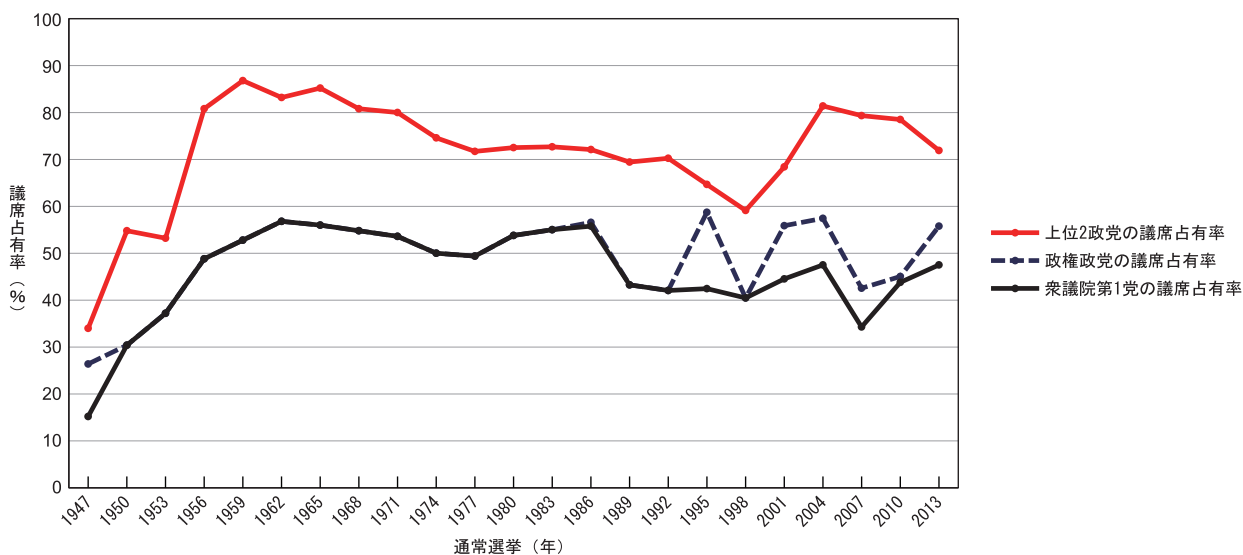
図1 政権政党・上位2政党・衆議院第1党の議席占有率（衆議院）



(注) それぞれの議席占有率は、衆議院議員総選挙における各政党の獲得議席数に基づく数値である。政権政党の議席占有率は、原則として、選挙時の政権政党による数値であるが、当該選挙後に新たに発足した内閣（以下、「選挙後の内閣」という。）において、当該選挙時の内閣から政権政党の構成が変化した場合、選挙後の内閣における政権政党による数値とした（ただし、選挙時の政権政党であった政党が、当該選挙後に解散し、当該政党の所属議員であった者の大半が、選挙後の内閣における政権政党のいずれかに所属することとなった場合には、選挙時の政権政党による数値とした）。なお、1949年総選挙後に、民主党が連立派と野党派に分裂し、民主自由党と民主党連立派による連立政権（第3次吉田内閣）が成立したが、同年総選挙における政権政党の議席占有率は、ここでは、民主自由党の獲得議席に基づく数値とした。

(出典) 総務省自治行政局選挙部「党派別当選人数の推移」『平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』[2010], p.24; 「平成24年12月16日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 速報結果」総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin46/index.html> を基に筆者作成。

図2 政権政党・上位2政党・衆議院第1党の議席占有率（参議院）



(注) それぞれの議席占有率は、参議院議員通常選挙直後の各政党の保有議席数に基づく数値である。また、政権政党の議席占有率は、選挙時の政権政党による数値である。

(出典) 総務省自治行政局選挙部「通常選挙における党派別当選人数の推移」『平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙結果調』[2011], pp.23-24; 「第23回参議院議員通常選挙結果調」総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin23/index.html> を基に筆者作成。

院第1党が、両院ともに5割程度の議席を確保してきた構図が変化した。

平成5(1993)年総選挙は、いわゆる「1955年体制」の成立以降に実施されたそれまでの総選挙と比べ、異なる特徴が多くみられた。第1に、総選挙前に新たな政党が複数設立されたこと等により、議席を有する政党の数が増加したことである。昭和33(1958)年以降の総選挙では、それまで7を超える数の政党が議席を得たことはなかったが、平成5年総選挙においては、9党が議席を得た。第2に、衆議院第1党の獲得議席が5割を大きく割り込んだことに加え、上位2政党の議席占有率の合計値が、前回の総選挙時に比べて2割以上低下したことである。どちらも、昭和33年以降の総選挙ではみられなかった変化であった。第3に、総選挙後に発足した8党派による連立政権(細川内閣)が、政権政党に衆議院第1党を含まない構成となったことである。政権政党に衆議院第1党を含まない内閣が発足するのは、昭和29(1954)年以

来のことであり、昭和30年のいわゆる「1955年体制」の成立以降では初めてであった⁽¹⁴⁾。

この時期と前後して、政治改革に関する与野党の議論が行われており、平成6(1994)年には、政治改革関連4法⁽¹⁵⁾及び「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」(平成6年11月25日法律第106号。以下、「法人格付与法」という。)が成立した。これにより、衆議院議員の選挙制度の改正(中選挙区制から小選挙区比例代表並立制への変更)や政党に対する国庫補助制度(政党助成制度)の導入等、政党に関する法制度の導入や変更が行われ、わが国の政党を取り巻く環境も変化することになった⁽¹⁶⁾。

平成6年以降は、政党間における合併・分割等が従来に比べて多く行われるようになった。一方、平成8(1996)年には、選挙制度改革後初の総選挙が行われたが、同年以降の各選挙において、上位2政党の議席占有率の合計値が両院ともに上昇する傾向がみられるようになっ

(12) 昭和57(1982)年の公職選挙法改正までの参議院議員選挙制度は、都道府県を通じて各選挙人が候補者1人に対して投票を行い、その最多数を得た者を当選人とする全国区選挙と、各都道府県で同様に国会議員を選挙する地方区選出議員選挙(以下、「地方区選挙」という。)との組合せ方式となっていた。しかし、通常選挙の回を重ねるにつれて、全国区選挙に関して、有権者にとって適切な候補者選択が難しいこと、候補者にとって膨大な資金と組織力を必要とすることが問題とされた。個人本位の選挙制度による弊害を是正する等の観点から改革案が検討された結果、同年の公職選挙法改正において、全国区選挙に代わり政党本位の選挙制度である拘束名簿式比例代表選挙が導入されることとなった。選挙法制研究会『問答式 参議院比例代表選挙制度の解説』ぎょうせい、1982, pp.6-7。

(13) 「ミニ政党」とは、政治資金規正法上の政党又は政治団体のうち、所属する国会議員が数人(又は不在)であるものの通称である。昭和57年の公職選挙法改正により導入された比例代表選挙では、候補者個人による届出が認められず、公職選挙法に規定された要件を満たす団体等でなければ候補者名簿を届け出ることができないこととなった。一方、同法の定める候補者名簿提出のための要件の1つが「当該選挙における候補者が10人以上であること」とされたため、比例代表選挙に立候補しようとする者は、既存の政党に所属しなくとも、新たに設立した団体において当該要件を満たせば、候補者名簿を提出することが可能となった。比例代表選挙に関するこれらの規定が、昭和58(1983)年通常選挙においてミニ政党が増加する背景になったと考えられる。

ただし、1990年代の公職選挙法改正において、比例代表選挙の候補者の供託金の引き上げや選挙運動における新聞広告費に対する公費助成の制限が行われたこと等を背景に、「ミニ政党が参戦しにくくなり、比例代表選挙において候補者名簿を提出する団体の数は、平成元(1989)年通常選挙をピークに減少した(「ミニ政党に狭き門」『読売新聞』2001.7.25)。

(14) なお、その後に発足した内閣では政権政党の構成が変化し、平成6(1994)年6月に発足した内閣(村山内閣)では、再び政権政党に第1党を含む構成となった。

(15) 「公職選挙法の一部を改正する法律」(平成6年2月4日法律第2号)、「衆議院議員選挙区画定審議会設置法」(平成6年2月4日法律第3号)、「政治資金規正法の一部を改正する法律」(平成6年2月4日法律第4号)及び「政党助成法」(平成6年2月4日法律第5号)をいう。なお、これらの4法はいずれも、施行前の平成6年3月11日にそれぞれその一部が改正された。

た。特に2000年代には、平成15(2003)年総選挙の前後の時期に、上位2政党への他党の合併がそれぞれ行われたことも関連して、衆議院におけるその割合が、平成15年から平成21(2009)年までの各総選挙において8割台後半となった。

政権政党の構成という点で、平成5年以降の各内閣は、一時期を除き、単独政権ではなく2以上の政党による連立政権となっている。これは、平成元年以降、参議院において、通常選挙後に単独で5割を超える議席を有する政党が現れていないことが要因の1つと考えられている⁽¹⁷⁾。なお、平成19(2007)年の通常選挙後には、参議院において政権政党の議席占有率が5割を下回ることとなったが、それに加え、(いわゆる「1955年体制」が成立した)昭和30年11月以降初めて、衆議院第1党が参議院において最多議席を有しない状態となった。平成21年総選挙では、昭和30年以来となる衆議院第1党の交代が起こり、政権政党の構成も変化した。このとき、政権政党が両院ともに5割を超える

議席を持つこととなったが、翌年の平成22(2010)年通常選挙の結果、参議院における政権政党の議席占有率は再び5割を下回った。

平成24(2012)年総選挙前には、政党の分裂等が多くみられ、総選挙で候補者を立てた政党が12にのぼった。これは、平成8年以降に行われた総選挙のなかで最も多い数である。選挙の結果、衆議院第1党が交代し、政権政党の構成も変化した。さらに、平成25(2013)年通常選挙の結果、政権政党の議席占有率が参議院において5割を超え、参議院において政権政党の議席占有率が5割に満たない状態が解消された。なお、これらの各選挙の結果、両院ともに、前回に比べて上位2政党の議席占有率の合計値が減少した。特に衆議院においては、第1党の議席占有率が、前2回(平成17(2005)年及び平成21年)の総選挙と同様に6割を超えた一方で、上位2政党の議席占有率の合計値は、前回総選挙後に比べて1割以上も低下し、平成26(2014)年2月現在、約73%となっている。

(16) 政党を取り巻く制度的条件は、各国の政党制に相違を作り出す要因の1つであり、多様な制度的条件のなかでも、選挙制度は、政党制の形成に「もっとも大きな効果を及ぼす」ものとされている(川人貞史「政党システム」川人ほか 前掲注(11), p.100)。現行の小選挙区比例代表並立制がわが国の政党制に与える影響についても、多くの研究がなされているが、その一例として、有権者が、小選挙区において当選可能性の高い上位2政党の候補者のいずれかに投票する(戦略投票)ようになる一方で、小政党がそのような有権者の行動を予測して「2大政党勢力へと結集する」等、有権者と政党の双方が小選挙区選挙を重視して行動することが考えられ、それにより2党制化が促進される、との指摘(川人貞史「日本の政党間競争と選挙」同, pp.143-147)がある一方で、比例代表選挙の存在や、小選挙区選挙における政党間の選挙協力の実施等により、第3党以下の政党も議席獲得や影響力の発揮が可能となる、との指摘もある(菅原琢「新党「ブーム」を分析する」『世界』806号, 2010.7, pp.49-50)。

また、選挙制度のほかに、政党に対する国庫補助制度も、政党制の形成を左右する制度的要因の1つに挙げることができる(川人「政党システム」同, p.101)。わが国における政党助成制度の導入と政党制の動態との関連性についても、例えば、政党交付金の算定方法として「それまでの選挙実績に基づいて交付される形をとつ」ているために、政党助成制度が「新たな政党の新規参入を阻害する」との指摘(吉田徹『二大政党制批判論—もうひとつのデモクラシーへ—』(光文社新書)光文社, 2009, pp.82-83)や、制度導入後の政党の離合集散の動向に関して、現行の政党助成法における規定内容が、年末における政党の結成及び分割等の動向の背景となっているという指摘(岩崎正洋「日本の政党システムと一党優位政党制」岩崎正洋編著『政党システムの理論と実際』2011, おうふう, pp.337-338; 市村充章「日本の政党公的助成の課題」『比較憲法学研究』12号, 2000, p.105等)がみられる。

(17) 例えば、平成11(1999)年1月から平成21(2009)年9月までの各内閣は、(政権政党の構成の変化を経ながらも、)衆議院第1党が衆議院において過半数の議席を有する時期も含めて、2以上の政党による連立政権となっていた。また、平成21年8月の総選挙によって新たに衆議院第1党となった政党が、衆議院において過半数を大きく上回る議席を有していたにもかかわらず、同選挙後(同年9月)に発足した内閣(鳩山由紀夫内閣)は、連立政権であった。それらの主な理由が、参議院において過半数の議席を確保するためであったという指摘として、次の文献を参照。竹中治堅『参議院とは何か—1947~2010—』(中公叢書)中央公論新社, 2010, pp.191-209, 305-307, 324-325。

II 戦後主要政党の変遷

本稿の「資料1 戦後主要政党の変遷」では、昭和20(1945)年8月以降の主な政党の設立、名称変更、合併及び分割等の動向をまとめた。以下、同資料において掲載対象とする「政党」の基準を示したのち、同資料に記載した主な事項について説明する。

(1) 掲載対象とする「政党」

原則として、「政治資金規正法」(昭和23年7月29日法律第194号)の政党要件を基に、各時点において、次の基準を満たしている団体を掲載した。なお、表1のとおり、同法の政党要件に関する規定は、これまでに2度の改正が行われている⁽¹⁸⁾。

- ①昭和50(1975)年以前：政治資金規正法の政党要件を満たす団体に関する届出状況の把握が困難であるため⁽¹⁹⁾、昭和51(1976)年以降に存在する政党⁽²⁰⁾に関連する主要な団体とした。
- ②昭和51(1976)年～平成6(1994)年：政党の設立⁽²¹⁾に関する届出を行い、かつ、国会議員が1名以上所属する団体

- ③平成7(1995)年～平成25(2013)年：政党の設立に関する届出を行い、かつ、国会議員が1名以上所属する団体。ただし必要に応じて、政治資金規正法上の(政党以外の)政治団体についても一部掲載した。

なお、現在のわが国の法律においては、「政党」の一般的な定義は定められていない。ただし、表2のとおり、政治資金規正法のほか政党助成法、法人格付与法及び「公職選挙法」(昭和25年4月15日法律第100号)という4つの法律において、各法律上の「政党」等としての取扱いを受けるための要件が定められている。

(2) 政党の名称

政党の設立及び異動に関する届出における「政治団体の名称」に基づく。ただし、昭和50年以前の時期は、官報において政党の届出に関する告示が行われていないため、原則として間柴・柳瀬⁽²²⁾に依拠した。

(3) 政党の設立等及び名称変更

政党の設立等⁽²³⁾及び名称変更の日付は、原則として政党の設立及び異動に関する届出が行われた日とした⁽²⁴⁾。ただし、(官報において政党の届出に関する告示が行われていない)昭和50年

(18) 制定時及び2度の改正時の各法律は、順に、昭和23年7月29日法律第194号(同日施行)、昭和50年7月15日法律第64号(昭和51(1976)年1月1日施行)及び平成6年2月4日法律第4号(政党・政治団体の要件を規定した第3条第1項及び同条第2項は、平成6(1994)年12月25日施行)。

(19) 現行の政治資金規正法では、政党の設立、異動(政党の名称等の変更)等が行われた場合に、当該団体は、総務大臣(平成13(2001)年1月6日の中央省庁再編までは自治大臣)に対しそれらの事項に関する届出を行わなければならない(同法第6条第1項及び第7条第1項)、届出が行われた場合、総務大臣は、その主な内容について、遅滞なく、官報への掲載等により公表しなければならない(同法第7条の2第1項及び同条第3項)こととされている。このうち、政党による届出が行われた場合の公表義務は、昭和50(1975)年の政治資金規正法改正により規定されたものである。同年の改正前の同法では、政党の設立等が行われた場合の届出義務について規定していたのみであり、官報への掲載等による公表を義務付ける規定は存在しなかった。このため、昭和50年以前については、政治資金規正法の政党要件を満たす団体に関する届出状況の網羅的な把握が困難となっている。

(20) 以下、本章において、「政党」とは、原則として、政治資金規正法上の政党のことを指す(ただし、第4節を除く。同節については、注⁽²⁵⁾参照。)

(21) なお、ここでいう「政党の設立」とは、政治資金規正法の政党要件を満たす団体を新たに設立した場合に加え、同法上の(政党以外の)政治団体が新たに同法の政党要件を満たすこととなった場合も含む。以下同様。

(22) 前掲注⁽³⁾参照。

(23) ここでは、従来所属国会議員を有しなかった政党に、国会議員が所属することとなった場合も含む。

表 1 政治資金規正法の政党要件の変遷

	昭和 23 年制定時 (昭和 23 年 7 月 29 日施行)	昭和 50 年改正時 (昭和 51 年 1 月 1 日施行)	平成 6 年改正時 (平成 6 年 12 月 25 日施行)
「政党」の要件	第 3 条第 1 項 次のいずれかを本来の目的とする団体 ①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること ②公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること	第 3 条第 2 項 次のいずれかに該当する政治団体 ①前回の衆議院議員総選挙における確認団体 (注 1) ②前回の参議院議員通常選挙における確認団体 (注 2) ③所属国会議員が 5 人以上	第 3 条第 2 項 次のいずれかに該当する政治団体 1.所属国会議員が 5 人以上 2.以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙又は比例代表選挙における全国得票率が 2%以上 ①前回の衆議院議員総選挙 ②前回の参議院議員通常選挙 ③前々回の参議院議員通常選挙
(参考)政治団体等の名称及び要件	「協会その他の団体」 第 3 条第 2 項 政党以外の団体で、次のいずれかの目的を有する団体 ①政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれに反対すること ②公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること	「政治団体」 第 3 条第 1 項 1.次のいずれかを本来の目的とする団体 ①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること ②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること 2.次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体 ①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること ②特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること	「政治団体」 第 3 条第 1 項 ※昭和 50 年改正時と同様。

(注 1) 確認団体とは、一般に、公職選挙法の規定に基づき、各種選挙において、総務大臣 (平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁再編までは自治大臣) 又は各選挙管理委員会から確認書の交付を受けた団体のことを指す。確認書の交付を受けた政治団体は、当該選挙において、選挙期間に一定の政治活動を行うことが認められる。昭和 50 年政治資金規正法改正時の衆議院議員総選挙における確認団体の要件は、「当該選挙における所属候補者が 25 名以上」となっていた。なお、平成 6 年の公職選挙法改正により、衆議院議員総選挙における確認団体制度は廃止された。

(注 2) 昭和 50 年政治資金規正法改正時、参議院議員通常選挙における確認団体の要件は、「当該選挙の選挙区選挙における所属候補者が 10 人以上の団体」となっていた。この要件は、昭和 57 年の公職選挙法改正により、前掲の団体又は「参議院名簿届出政党等」のいずれかに該当すること、と改定された。なお、「参議院名簿届出政党等」とは、参議院議員選挙の比例代表選挙において、公職選挙法に規定された要件を満たし、候補者名簿の届出を行った団体を指す。参議院名簿届出政党等の要件については、表 2 を参照。

(出典) 筆者作成。

表 2 現行の政党関係法制の政党要件

政党等の名称	「政党」		「候補者届出政党 (注 1) (衆議院)」	「名簿届出政党等 (注 2) (衆議院・参議院)」	(参考) 確認団体 (注 3) (※参議院議員通常選挙の場合)
法律 (制定年又は現在の要件となった年)	政治資金規正法第 3 条第 2 項 (平成 6 年)	政党助成法第 2 条第 1 項 法人格付与法第 3 条第 1 項 (平成 6 年)	公職選挙法第 86 条第 1 項 (平成 6 年)	公職選挙法第 86 条の 2 第 1 項・第 86 条の 3 第 1 項 (平成 6 年)	公職選挙法第 201 条の 6 (昭和 57 年)
要件	政治資金規正法上の政治団体のうち、次のいずれかに該当するもの 1.所属国会議員が 5 人以上 2.以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙又は比例代表選挙における全国得票率が 2%以上 ①前回の衆議院議員総選挙 ②前回の参議院議員通常選挙 ③前々回の参議院議員通常選挙	政治資金規正法上の政治団体のうち、次のいずれかに該当するもの 1.所属国会議員が 5 人以上 2.所属国会議員を有し、かつ以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙又は比例代表選挙における全国得票率が 2%以上 ①前回の衆議院議員総選挙 ②前回の参議院議員通常選挙 ③前々回の参議院議員通常選挙	次のいずれかに該当する団体 1.所属国会議員が 5 人以上 2.以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙又は比例代表選挙における全国得票率が 2%以上 ①前回の衆議院議員総選挙 ②前回の参議院議員通常選挙	次のいずれかに該当する団体 1.所属国会議員が 5 人以上 2.以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙又は比例代表選挙における全国得票率が 2%以上 ①前回の衆議院議員総選挙 ②前回の参議院議員通常選挙 3. (※衆議院議員選挙のみ) 当該選挙における名簿登載者数が当該選挙区の定数の 20%以上 4. (※参議院議員選挙のみ) 当該選挙における候補者が 10 人以上	次のいずれかに該当する団体 1.参議院名簿届出政党等 2.当該選挙の選挙区選挙における所属候補者が 10 人以上

(注 1) 衆議院議員選挙の小選挙区選挙において、本表に記載した要件を満たし、候補者の届出を行った団体を指す。候補者届出政党は、公職選挙法の規定に基づき、当該選挙において、選挙期間に一定の政治活動を行うことが認められる。

(注 2) 衆議院議員選挙又は参議院議員選挙の比例代表選挙において、本表に記載した要件を満たし、候補者名簿の届出を行った団体を指す (衆議院議員選挙の場合は「衆議院名簿届出政党等」、参議院議員選挙の場合は「参議院名簿届出政党等」)。衆議院名簿届出政党等は、公職選挙法の規定に基づき、当該選挙において、選挙期間に一定の政治活動を行うことが認められる (なお、参議院議員選挙の比例代表選挙については、確認団体制度によって、確認書の交付を受けた団体が選挙期間に一定の政治活動を行うことが認められている)。なお、参議院名簿届出政党等については昭和 57 年に導入されたが、平成 6 年の公職選挙法改正まで、表に記載した 1、2 及び 4 の各要件のうち 2 の要件は、「以下のいずれかの選挙で、小選挙区選挙又は比例代表選挙における全国得票率が 4% 以上 (以下、現行の規定と同様)」となっていた。

(注 3) 一般に、各種選挙において、本表に記載した要件を満たし、総務大臣 (平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁再編までは自治大臣) 又は各選挙管理委員会から確認書の交付を受けた政治団体を指す。確認書の交付を受けた政治団体は、選挙期間において一定の政治活動を行うことが認められる。参議院議員通常選挙における確認団体制度は、昭和 29 年の公職選挙法改正で導入された。昭和 57 年の同法改正まで、参議院議員通常選挙における確認団体の要件は、表に記載した 1 及び 2 の要件のうち、2 のみであった。

なお、衆議院議員総選挙における確認団体制度は、昭和 27 年の公職選挙法改正で導入された (要件は「当該選挙における所属候補者が 25 名以上」となっていた) が、平成 6 年の同法改正により廃止された。

(出典) 筆者作成。

以前の時期と、従来所属国会議員を有しなかった政党に国会議員が所属することとなった場合については、新聞報道等を参照した。

政党に参加する国会議員が、すべて同一の（同法上の）政党に所属していた者である場合に限ることとした。

(4) 政党の合併及び分割等

- ①「新設合併」：政党⁽²⁵⁾の合併のうち、2以上の政党がすべて政治資金規正法に基づく解散に関する届出⁽²⁶⁾を行い（合併解散政党）、新たな政党を設立（新設政党）した場合
- ②「存続合併」：政党の合併のうち、1つの政党が存続し（存続政党）、他の政党は政治資金規正法に基づく解散に関する届出を行い（合併解散政党）、当該存続政党に合流した場合
- ③「分割」：政党が、政治資金規正法に基づく解散に関する届出を行い（分割解散政党）、分割（分割政党）された場合
- ④「分派」⁽²⁷⁾：政治資金規正法上の政党を解散することなく、所属国会議員の一部が離党し、新たに同法上の政党が設立された場合。ただし、新たに設立された（同法上の）

政党の合併及び分割については、政党助成法に関連する規定があるため⁽²⁸⁾、同法に規定された（前述の①から③に関する）届出を行った政党の異動のほか、当該合併に係る合併解散政党又は当該分割に係る分割解散政党の異動を記載した。異動の日付は、新設合併及び分割の場合、（当該合併又は当該分割に係る）政治資金規正法上の政党の設立に関する届出が行われた日付を記載した。存続合併の場合は、（当該合併に係る）同法上の政党の解散に関する届出における「解散年月日」を記載した。

また、分派を含む各異動は、原則として、政党助成法が施行された平成7年1月以降のものを記載の対象とした⁽²⁹⁾。それ以前は、（政治資金規正法上の）政党の合併及び分割に関して規定した法律がなかったため、各団体においてこれらに相当する異動のあった場合には、間柴・

24) ただし、官報に掲載された告示において、政党の設立等に関する届出が行われた日付が記載されていない場合がある。その場合は新聞報道を参照したが、それでも当該届出が行われた日付が判明しなかった場合については、年月のみを記載した。

25) なお、本節に限り、「政党」とは、特に付記のない場合、政党助成法上の政党のことを指す。

26) 政治資金規正法上の政党が解散した場合、当該解散政党は、総務大臣（平成13年1月6日の中央省庁再編までは自治大臣）に対し、解散した旨及び解散年月日について届け出る必要がある（同法第17条第1項）、届出が行われた場合、（政党の設立、異動等に関する届出と同様に）総務大臣によってその主要内容が公表されることとなっている（同法第17条第3項）。

27) 法律等により規定された概念ではないが、分割と区別するために、本稿では、本節に挙げた基準に該当するものを「分派」とし、合併及び分割と併せて記載することとした。

28) 政党助成法には、政党の合併又は分割が行われた場合に、当該合併又は当該分割に係る政党が政党交付金の交付及び交付額の算定における特例を受けるために行う届出が定められている。

通常、政党が解散した場合には、その年分として当該解散政党に対して交付すべき政党交付金（未交付金）は交付されない。しかし、政党の合併又は分割に伴う解散の場合には、当該合併に係る新設政党若しくは存続政党又は当該分割に係る分割政党は、所定の届出を行うことで、所定の算定方法に基づき当該解散政党に対する未交付金の全部又は一部の交付を受けることができる（政党助成法第23条第1項、第4項及び第5項（合併の場合）又は同条第3項、第4項及び第5項（分割の場合））。これらの届出が行われた場合、当該新設政党、当該存続政党又は当該分割政党に係る未交付金の額が算定されたのち、当該政党の名称及び当該未交付金の額について、官報において告示が行われる（同法第23条第8項）。また、当該新設政党、当該存続政党又は当該分割政党は、政党交付金の交付を受けるための届出を行う場合に、所定の事項を併せて届け出ることによって、政党交付金の算定にあたって特例の適用を受けることができ（同法第24条第1項、第2項及び第4項（新設政党又は存続政党の場合）又は同法第25条第1項、第2項及び第4項（分割政党の場合））、これらの届出が行われた場合、届出のあった事項について、官報において告示が行われる（同法第24条第3項（合併の場合）又は同法第25条第3項（分割の場合））。

柳瀬⁽³⁰⁾及び新聞報道等を参照し、「合同」「分裂」等の表現を使用した。

(5) 政党の要件喪失及び解散等

- ①「要件喪失」：政治資金規正法の政党要件を満たさなくなった場合。
- ②「国会議員不在に」：当該団体に所属する国会議員を有しなくなり、かつ、当該団体が引き続き政治資金規正法の政党要件を満たしている場合。
- ③「解散」：政党の解散に関する届出を行った場合。

各異動の日付は、前述の①の場合、政党でなくなったことに関する告示⁽³¹⁾の記載内容に基づく。③の場合は、政党の解散に関する届出における「解散年月日」を記載した。ただし、前述の①及び③に相当する異動のうち（官報において政党の届出に関する告示が行われていない）昭和50年以前に起きたものと、前述の②の場合については、間柴・柳瀬⁽³²⁾及び新聞報道等を参照した。

Ⅲ 主要政党の国会内勢力の推移（昭和20年8月～平成25年）

本稿の「資料2 主要政党の国会内勢力の推移（昭和20年8月～平成25年）」では、戦後の各衆議院議員総選挙及び各参議院議員通常選挙における主な政党の議席数の変化をまとめたほか、戦後の各内閣の名称等及び各内閣における政権政党等の構成、主要政党の動向並びに政党関係法制の制定・改正についても記載した。以下、同資料に記載した各項目について説明する。

(1) 「衆議院議員総選挙」及び「参議院議員通常選挙」（国会内勢力表）

戦後の衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙について、選挙前及び選挙後における主要政党の保有議席及び欠員数を、それぞれ記載した。

各選挙の選挙前における各政党の保有議席数及び欠員数、各参議院議員通常選挙の選挙前における各政党の改選対象議席数及び改選対象欠員数は、新聞報道に依拠した。また、各選挙における各政党の獲得議席数は、原則として、『平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』又は『平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙結果調』に依拠した⁽³³⁾。

(2) 「内閣」

昭和20（1945）年8月以降に発足した各内閣の名称及び成立等の日付並びに各内閣における政権政党等の構成を記載した。

各内閣の名称並びに各内閣の成立及び改造の日付は、首相官邸ウェブサイト⁽³⁴⁾に依拠した。各内閣における政権政党及び閣外協力を行う政党⁽³⁵⁾の構成は、主に『歴代内閣・首相事典』⁽³⁶⁾を参照したほか、適宜新聞報道等を基に記載した。また、各内閣の任期中に政権政党等の構成に変化があった場合には、その旨を注記等に記載した。

(3) 「主要政党の動向」

本稿の「資料1 戦後主要政党の変遷」に掲載している政党に関する動向（設立、名称変更、合併及び分割等）について、主要なものを記載した。

⁽²⁹⁾ ただし、平成6年12月31日以前における合併又は分割であっても、平成元（1989）年7月23日（第15回参議院議員通常選挙の執行日）以降に行われたものであり、かつ、政党助成法附則第4条に基づき、合併又は分割に関する届出が遡って行われた場合は記載した。

⁽³⁰⁾ 前掲注(3)参照。

⁽³¹⁾ 政党が、政治資金規正法第3条第2項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなった場合、総務大臣によってその旨が公表されることとなっている（同法第7条の2第3項）。

⁽³²⁾ 前掲注(3)参照。

(4) 「政党関係法制の制定・改正」

本稿第Ⅱ章(1)において取り上げた4法（政治資金規正法、政党助成法、法人格付与法及び公職選挙法）を中心に⁽³⁷⁾、政党の活動に係る規定を設けた主な法律の制定及び改正を取り上げ、日本国憲法及び各法律の公布年月日並びに制定又は改正の概要を記載した。ただし、記載の対象は、原則として、選挙制度、各院の議員定数又は各法律の政党要件のうちの、いずれかの事

項に係るもののみとした。

参考文献

- ・自治省選挙部政党助成室編『逐条解説 政党助成法・法人格付与法』ぎょうせい, 1997.
- ・政治資金制度研究会編『逐条解説 政治資金規正法 改訂版』ぎょうせい, 2000.
- ・安田充・荒川敦編著『逐条解説 公職選挙法（上）』ぎょうせい, 2009.
- ・同『逐条解説 公職選挙法（下）』ぎょうせい, 2009.

(かんだ ひろき)

33) 総務省自治行政局選挙部「党派別当選人数の推移」『平成21年8月30日執行 衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査結果調』[2010], p.24; 同「通常選挙における党派別当選人数の推移」『平成22年7月11日執行 参議院議員通常選挙結果調』[2011], pp.23-24.

ただし、上記資料の刊行後に実施された第46回衆議院議員総選挙及び第23回参議院議員通常選挙については、総務省ウェブサイトに掲載されている速報結果（<http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/shugiin46/index.html> 及び <http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin23/index.html>）を参照した。

なお、「資料2 主要政党の国会内勢力の推移」における各選挙の国会内勢力表に関して、記載する政党の範囲や「諸派」に含まれる団体の範囲は、原則として上記資料に依拠した（ただし、上記資料に掲載されている団体であっても、「資料1 戦後主要政党の変遷」に掲載していないものは、「諸派」に含めた）。そのため、本稿の「資料1」に掲載した政党でも、諸派に含めたものがある。

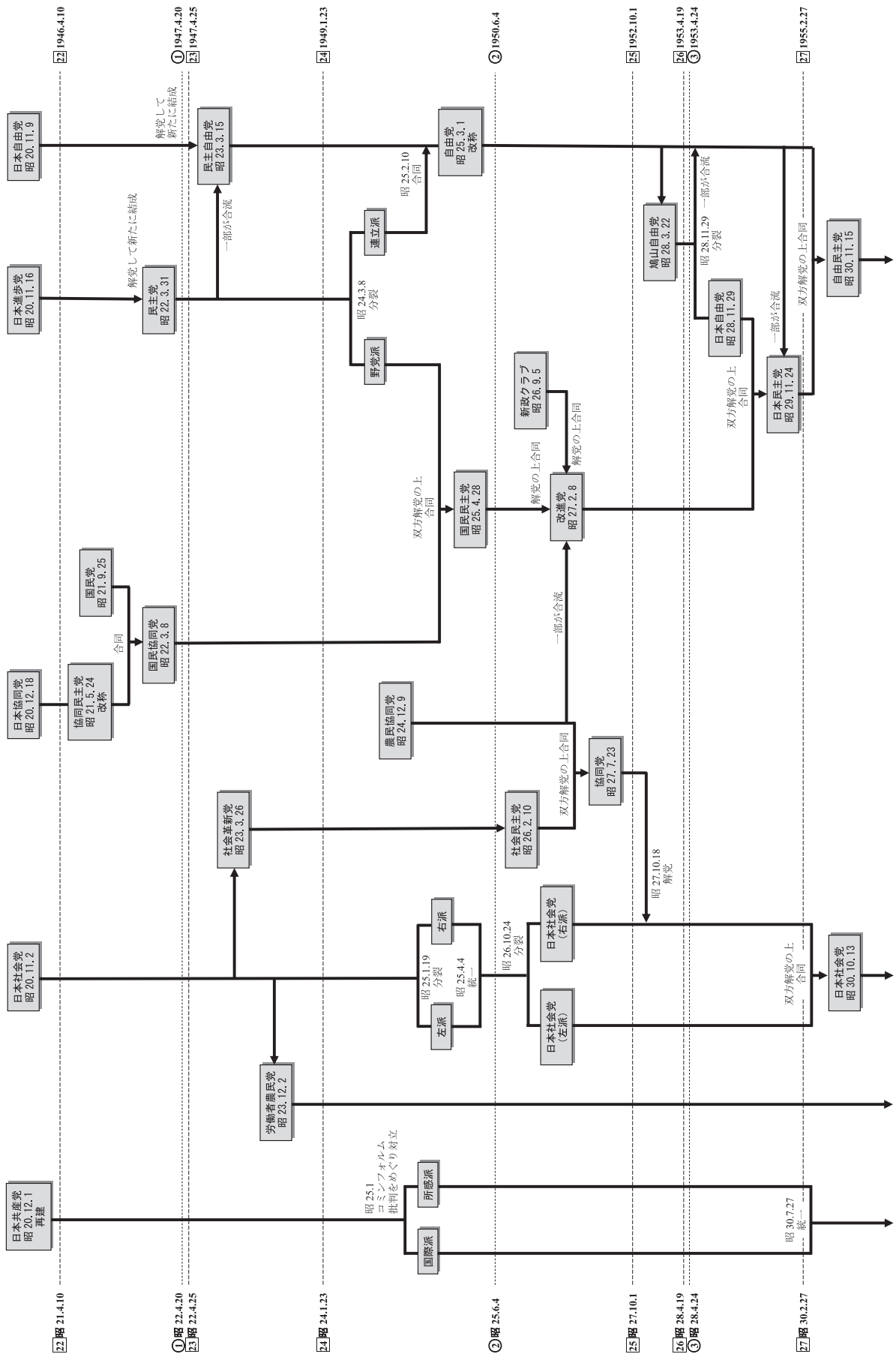
34) 「歴代内閣」首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/rekidainaikaku/>>

35) 本稿において、「閣外協力を行う政党」とは、政府役職者を出さないが、その政府の政策に協力する政党のことを指す。

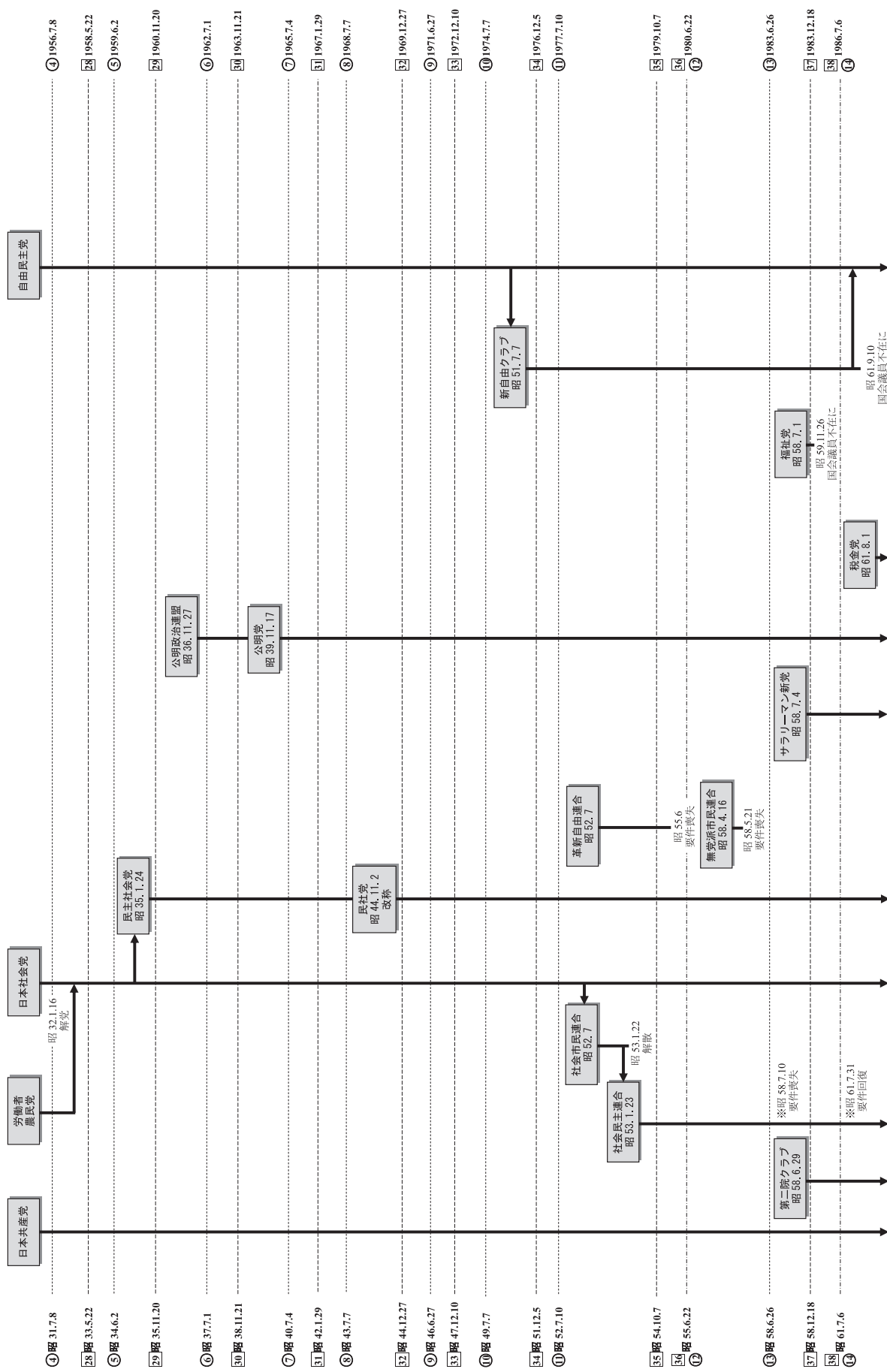
36) 烏海靖編『歴代内閣・首相事典』吉川弘文館, 2009.

37) なお、4法以外の法律において、政党の変遷と関連のある事項が定められている例として、「国会法」（昭和22年4月30日法律第79号）における比例代表選出議員の政党間移動の制限に関する規定（同法第109条の2）が挙げられる（本規定と関連する内容は、公職選挙法における比例代表選出議員の選挙における所属政党等の移動による当選人の失格に関する規定（同法第99条の2）においても定められている）。

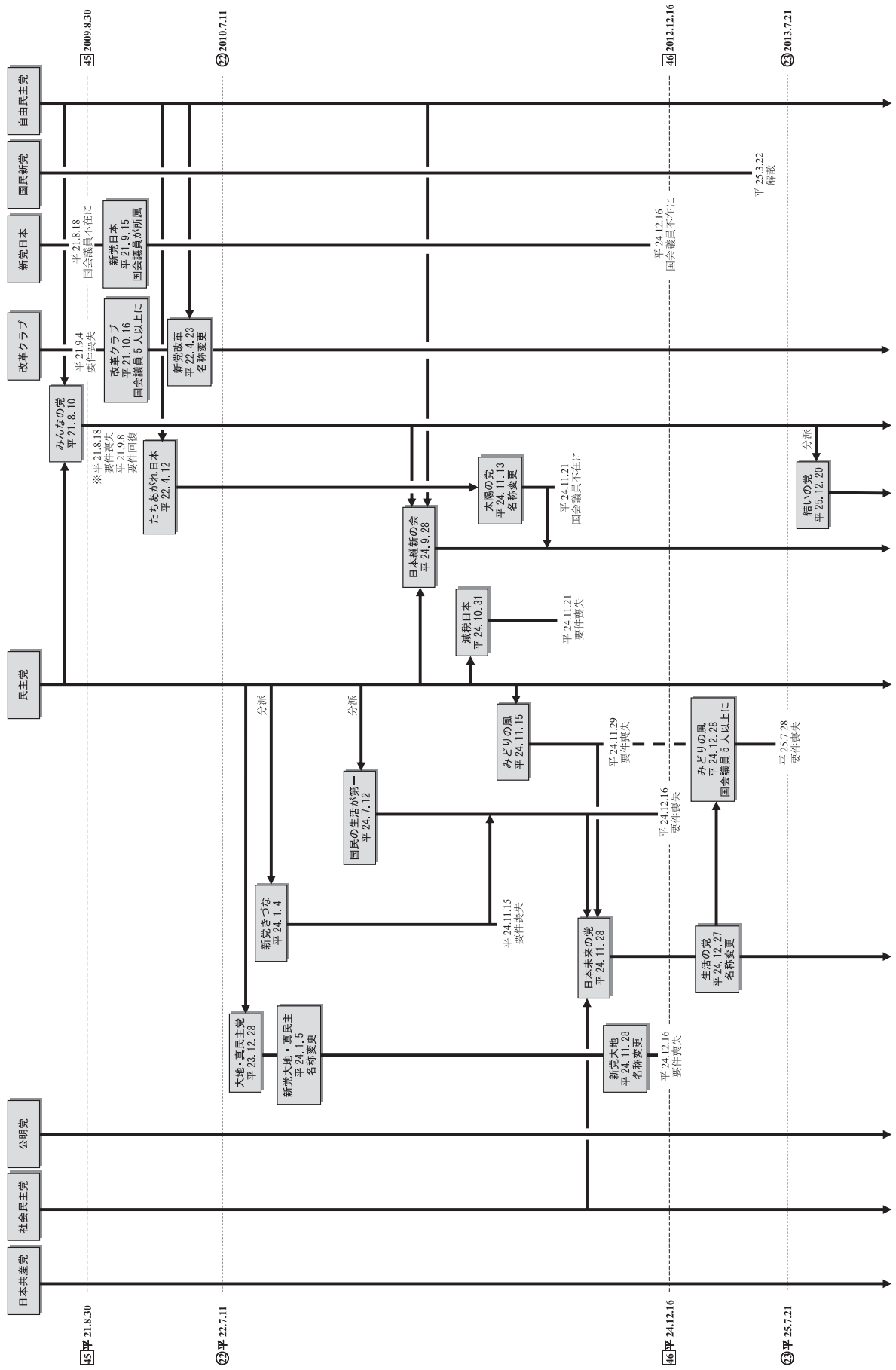
資料 1-1 戦後主要政党の変遷 (昭和 20 年 8 月 ~ 昭和 30 年)



資料 1-2 戦後主要政党の変遷（昭和 31 年～昭和 64 年）



資料 1-5 戦後主要政党の変遷 (平成 21 年～平成 25 年)

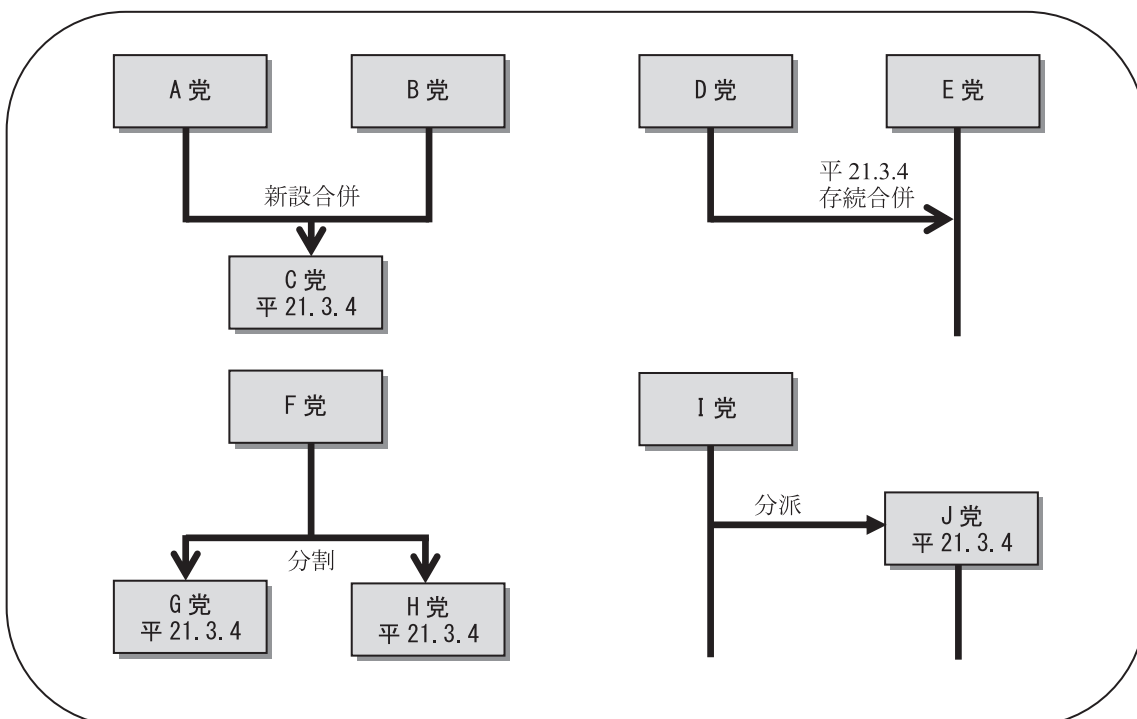


凡例:

【各政党の設立等、変遷】



【政党の合併及び分割等】



【衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙】

(衆議院議員総選挙)

22 昭 21.4.10 ----- 22 1946.4.10

(参議院議員通常選挙)

1 昭 22.4.20 ----- 1 1947.4.20

(衆参同日選挙)

38 昭 61.7.6 ----- 38 1986.7.6
14 14

*□及び○内の数字は、選挙回次を表す。

例：「22」=第 22 回衆議院議員総選挙 「1」=第 1 回参議院議員通常選挙

資料2 主要政党の国会内勢力の推移（昭和20年8月～平成25年）



第28回総選挙（昭和33（1958）年5月22日）

290	158	2	0	2	(15)
自民	社会	共産	諸派	無	欠/計
287	166	1	1	12	467

第29回総選挙（昭和35（1960）年11月20日）

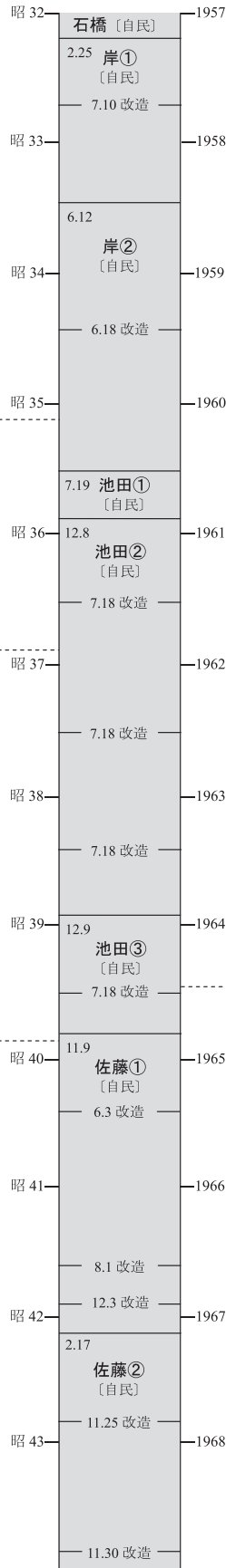
283	122	40	1	0	2	(19)
自民	社会	民社	共産	諸派	無	欠/計
296	145	17	3	1	5	467

第30回総選挙（昭和38（1963）年11月21日）

286	137	14	3	0	2	(25)
自民	社会	民社	共産	諸派	無	欠/計
283	144	23	5	0	12	467

第31回総選挙（昭和42（1967）年1月29日）

278	141	23	0	4	1	1	(19)
自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
277	140	30	25	5	0	9	486



昭35.1.24 民主社会党結成

昭36.11.27 公明政治連盟結成

昭39.11.17 公明党結成

第5回通常選挙（昭和34（1959）年6月2日）

127	78	2	20	0	13	(10)
66	31	0	15	0	5	(10)
自民	社会	共産	緑風	諸派	無	欠/計
71	38	1	6	1	10	127
132	85	3	11	1	18	250

第6回通常選挙（昭和37（1962）年7月1日）

137	65	16	9	3	11	0	3	(6)
64	36	9	3	2	6	0	1	(6)
自民	社会	民社	公明	共産	同志	諸派	無	欠/計
69	37	4	9	3	2	0	3	127
142	66	11	15	4	7	0	5	250

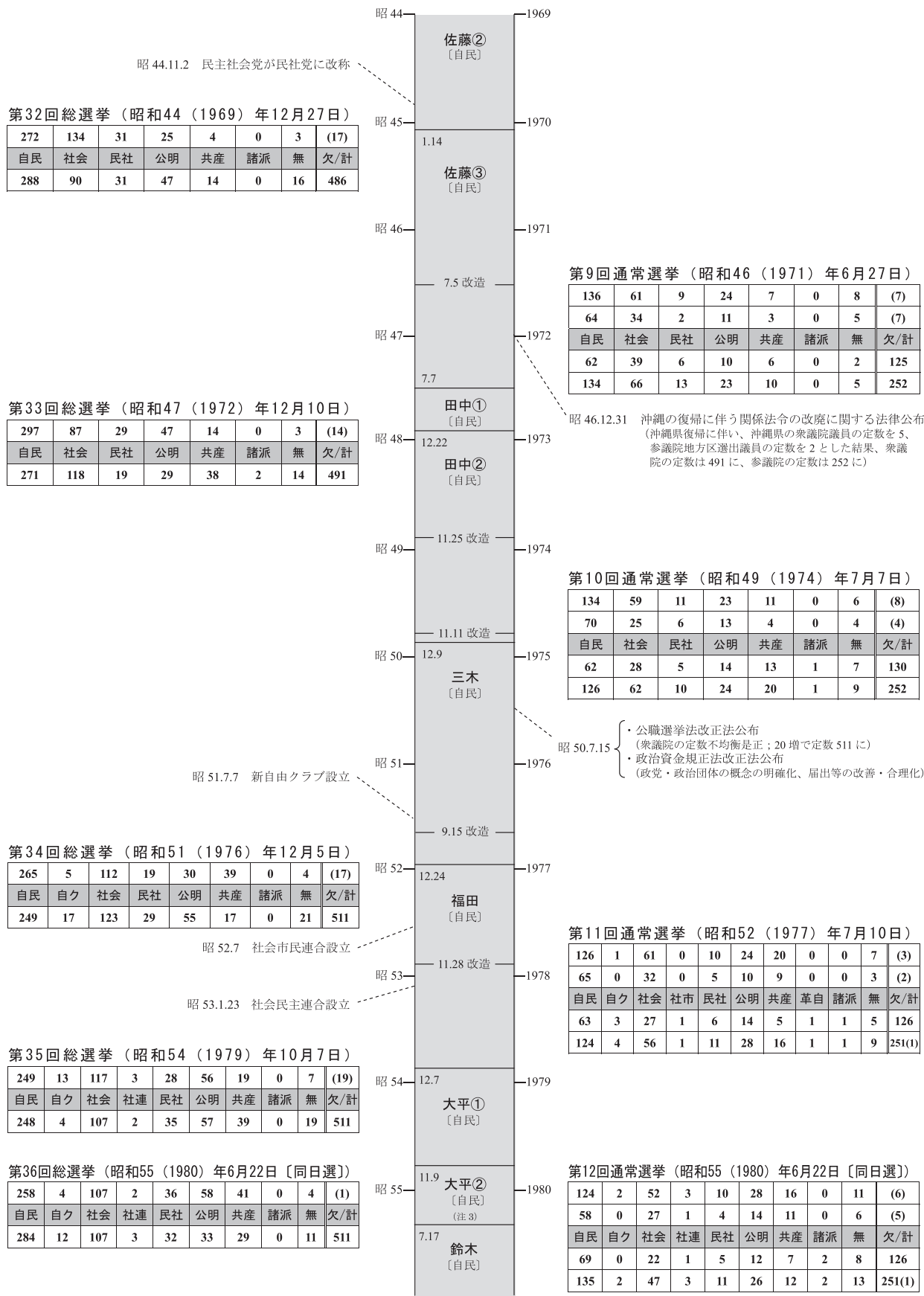
第7回通常選挙（昭和40（1965）年7月4日）

144	65	9	13	3	4	5	(7)
75	28	5	4	2	4	3	(6)
自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
71	36	3	11	3	0	3	127
140	73	7	20	4	0	5	249(1)

第8回通常選挙（昭和43（1968）年7月7日）

139	73	6	20	4	0	6	(2)
71	36	3	9	1	0	4	(1)
自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
69	28	7	13	4	0	5	126
137	65	10	24	7	0	7	250

昭39.7.2 公職選挙法改正法公布
(衆議院の定数不均衡是正; 19増で定数486に)



第32回総選挙 (昭和44 (1969) 年12月27日)

272	134	31	25	4	0	3	(17)
自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
288	90	31	47	14	0	16	486

第33回総選挙 (昭和47 (1972) 年12月10日)

297	87	29	47	14	0	3	(14)
自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
271	118	19	29	38	2	14	491

第34回総選挙 (昭和51 (1976) 年12月5日)

265	5	112	19	30	39	0	4	(17)
自民	自ク	社会	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
249	17	123	29	55	17	0	21	511

第35回総選挙 (昭和54 (1979) 年10月7日)

249	13	117	3	28	56	19	0	7	(19)
自民	自ク	社会	社連	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
248	4	107	2	35	57	39	0	19	511

第36回総選挙 (昭和55 (1980) 年6月22日 [同日選])

258	4	107	2	36	58	41	0	4	(1)
自民	自ク	社会	社連	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
284	12	107	3	32	33	29	0	11	511

第9回通常選挙 (昭和46 (1971) 年6月27日)

136	61	9	24	7	0	8	(7)
64	34	2	11	3	0	5	(7)
自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
62	39	6	10	6	0	2	125
134	66	13	23	10	0	5	252

第10回通常選挙 (昭和49 (1974) 年7月7日)

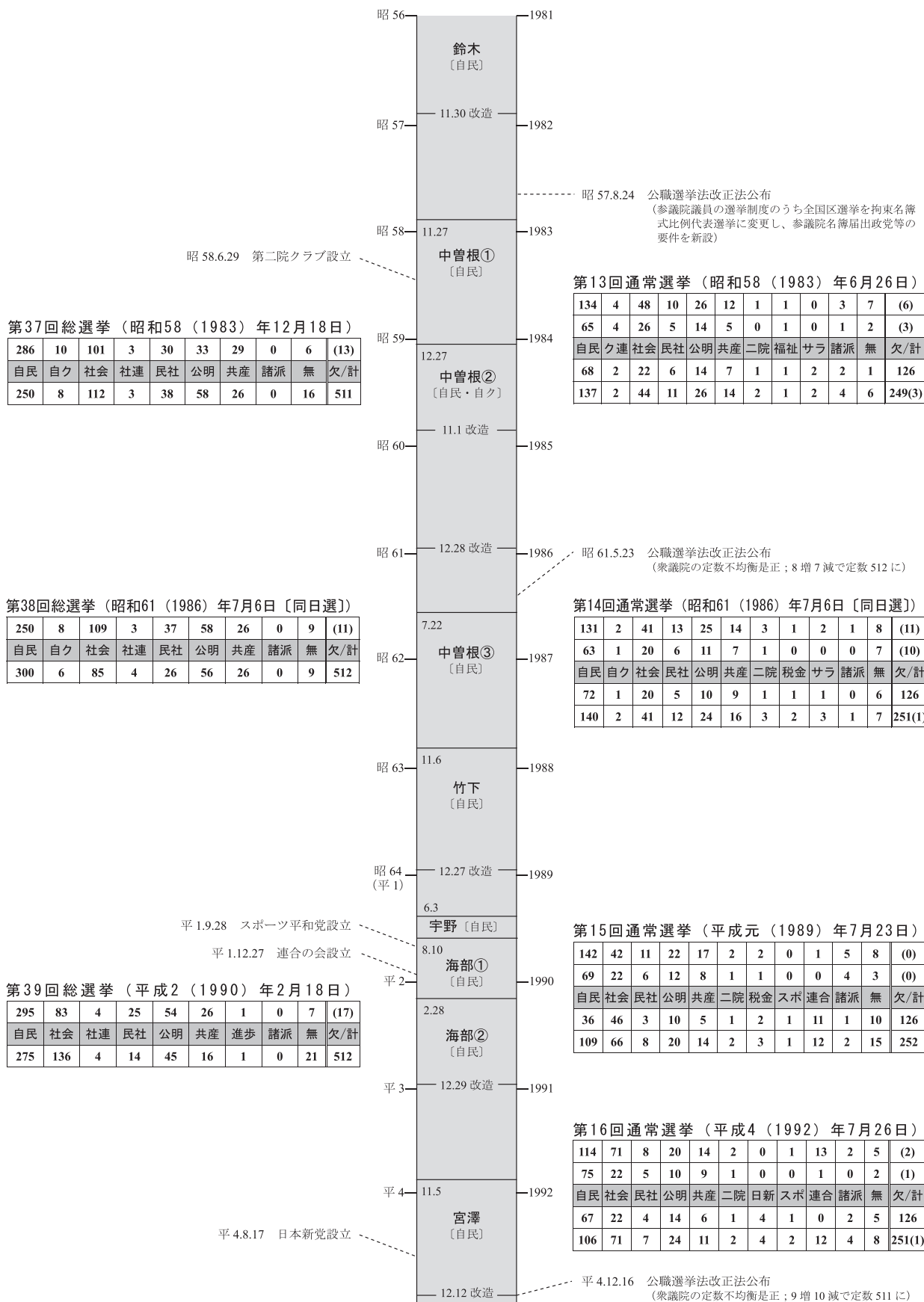
134	59	11	23	11	0	6	(8)
70	25	6	13	4	0	4	(4)
自民	社会	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
62	28	5	14	13	1	7	130
126	62	10	24	20	1	9	252

第11回通常選挙 (昭和52 (1977) 年7月10日)

126	1	61	0	10	24	20	0	0	7	(3)
65	0	32	0	5	10	9	0	0	3	(2)
自民	自ク	社会	社市	民社	公明	共産	革自	諸派	無	欠/計
63	3	27	1	6	14	5	1	1	5	126
124	4	56	1	11	28	16	1	1	9	251(1)

第12回通常選挙 (昭和55 (1980) 年6月22日 [同日選])

124	2	52	3	10	28	16	0	11	(6)
58	0	27	1	4	14	11	0	6	(5)
自民	自ク	社会	社連	民社	公明	共産	諸派	無	欠/計
69	0	22	1	5	12	7	2	8	126
135	2	47	3	11	26	12	2	13	251(1)



平 5.6.24 新党さきがけ・新生党設立
平 5.6.28 連合の会が民主改革連合に名称変更

第40回総選挙（平成5（1993）年7月18日）

222	134	4	13	36	45	0	16	10	2	15	(15)
自民	社会	社連	民社	新生	公明	日新	共産	さき	諸派	無	欠/計
223	70	4	15	55	51	35	15	13	0	30	511

平 6.4.1 護憲リベラルの会設立 平 6.4.20 新党みらい設立
平 6.4.25 新党「自由党」設立

平 6.12.5 公明党を分割し公明・公明新党設立
平 6.12.12 6党が合併し新進党設立
平 6.12.21 自由連合設立

平 7.12.25 市民リーグ設立
平 8.1.8 新社会党・平和連合設立
平 8.1.25 日本社会党が社会民主党に名称変更

第41回総選挙（平成8（1996）年10月20日）

211	30	160	52	2	15	9	4	10	(18)
自民	社民	新進	民主	民改	共産	さき	諸派	無	欠/計
239	15	156	52	1	26	2	0	9	500

平 8.9.20 民主党設立

平 10.1.5-7 新進党を分割し6党設立
平 10.1.18 公明に黎明クラブが合流（存続合併）
平 10.1.27 3党が合併し民政党設立

平 10.4.27 民主党に3党が合流（存続合併）

平 10.7.21 自由連合設立

平 10.11.7 公明に新党平和が合流（存続合併）
平 10.11.12 公明が公明党に名称変更
平 10.12.28 参議院クラブ設立

第42回総選挙（平成12（2000）年6月25日）

271	14	18	18	95	42	4	26	1	6	4	(1)
自民	社民	自由	保守	民主	公明	無会	共産	自連	諸派	無	欠/計
233	19	22	7	127	31	5	20	1	0	15	480

平 12.4.11 保守党設立

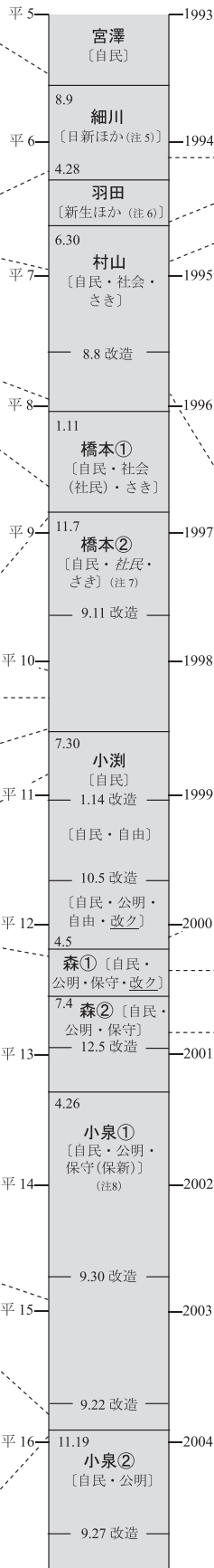
平 14.12.26 保守党を分割し保守新党設立

平 15.9.26 民主党に自由党が合流（存続合併）

第43回総選挙（平成15（2003）年11月9日）

247	18	9	137	31	5	20	1	2	5	(5)
自民	社民	保新	民主	公明	無会	共産	自連	諸派	無	欠/計
237	6	4	177	34	1	9	1	0	11	480

平 15.11.21 自由民主党に保守新党が合流（存続合併）



平 6.2.4 政治改革関連四法(注4)公布

平 6.6.29 公職選挙法改正法公布
(参議院の定数不均衡是正; 8増8減)

平 6.11.25 法人格付与法公布
(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与)

第17回通常選挙（平成7（1995）年7月23日）

94	35	63	1	12	11	2	4	2	8	3	15	(2)
33	19	41	1	1	5	1	3	1	8	2	9	(2)
自民	新進	社会	さき	公明	共産	二院	平和	スボ	民改	諸派	無	欠/計
46	40	16	3	—	8	1	1	0	2	0	9	126
107	56	38	3	11	14	2	2	1	2	1	15	252

平 7.12.20 政党助成法改正法公布
(政党交付金の交付限度額の廃止)

第18回通常選挙（平成10（1998）年7月12日）

119	11	38	20	3	24	14	3	6	12	(2)
61	5	18	12	0	11	6	0	5	6	(2)
自民	自由	民主	社民	さき	公明	共産	改久	諸派	無	欠/計
44	6	27	5	0	9	15	—	0	20	126
102	12	47	13	3	22	23	3	1	26	252

平 12.2.9 公職選挙法改正法公布
(衆議院の定数を500から480に削減)

平 12.5.17 国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律公布
(比例代表選出議員の政党間移動の制限)

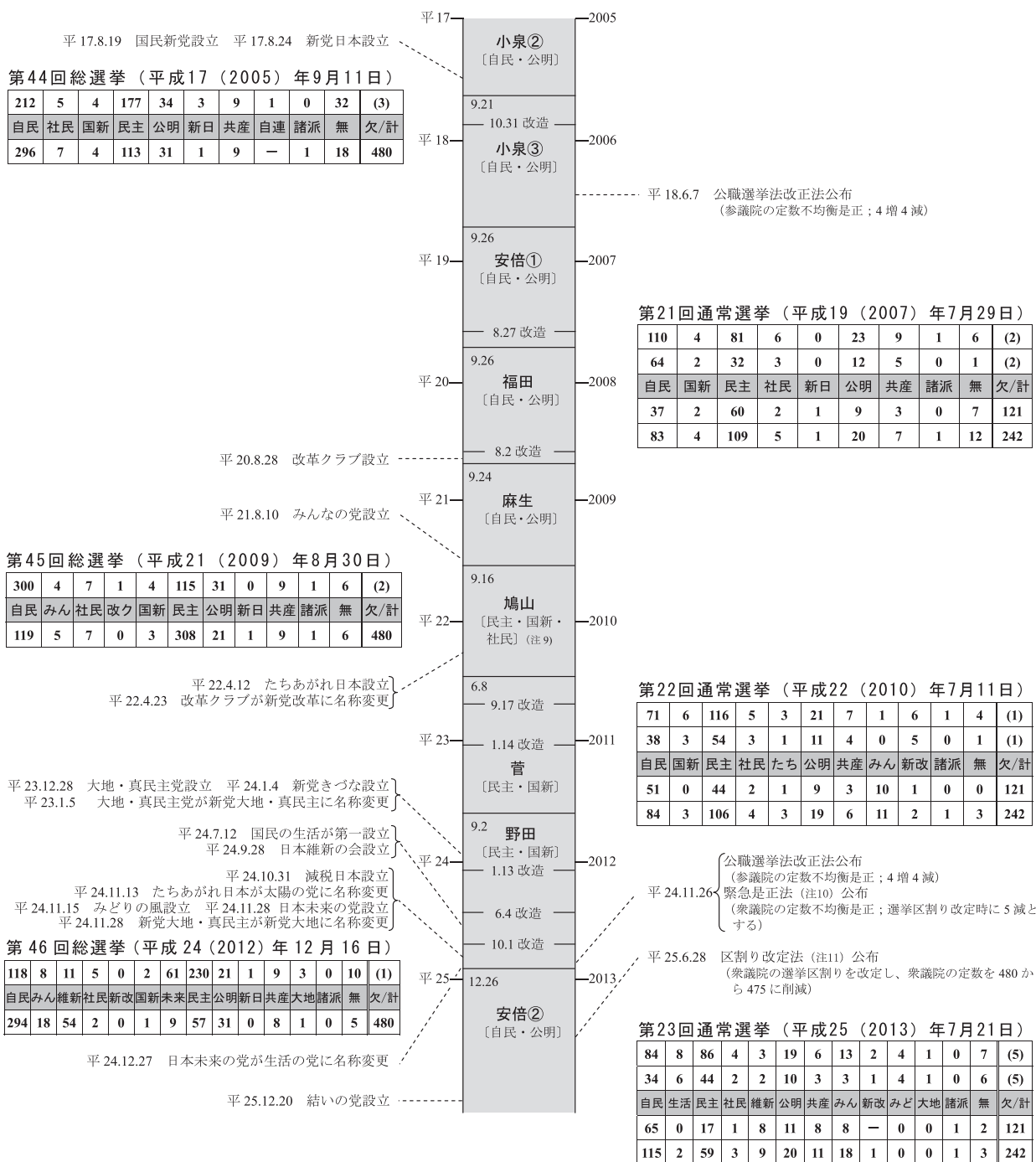
平 12.11.1 公職選挙法改正法公布
(参議院の定数を252から242に削減し、参議院議員の選挙制度のうち比例代表制を拘束名簿式から非拘束名簿式に変更)

第19回通常選挙（平成13（2001）年7月29日）

107	5	55	12	7	23	23	1	1	5	11	(2)
61	3	22	7	3	13	8	0	1	0	6	(2)
自民	自由	民主	社民	保守	公明	共産	二院	自連	諸派	無	欠/計
64	6	26	3	1	13	5	0	0	0	3	121
110	8	59	8	5	23	20	1	0	5	8	247

第20回通常選挙（平成16（2004）年7月11日）

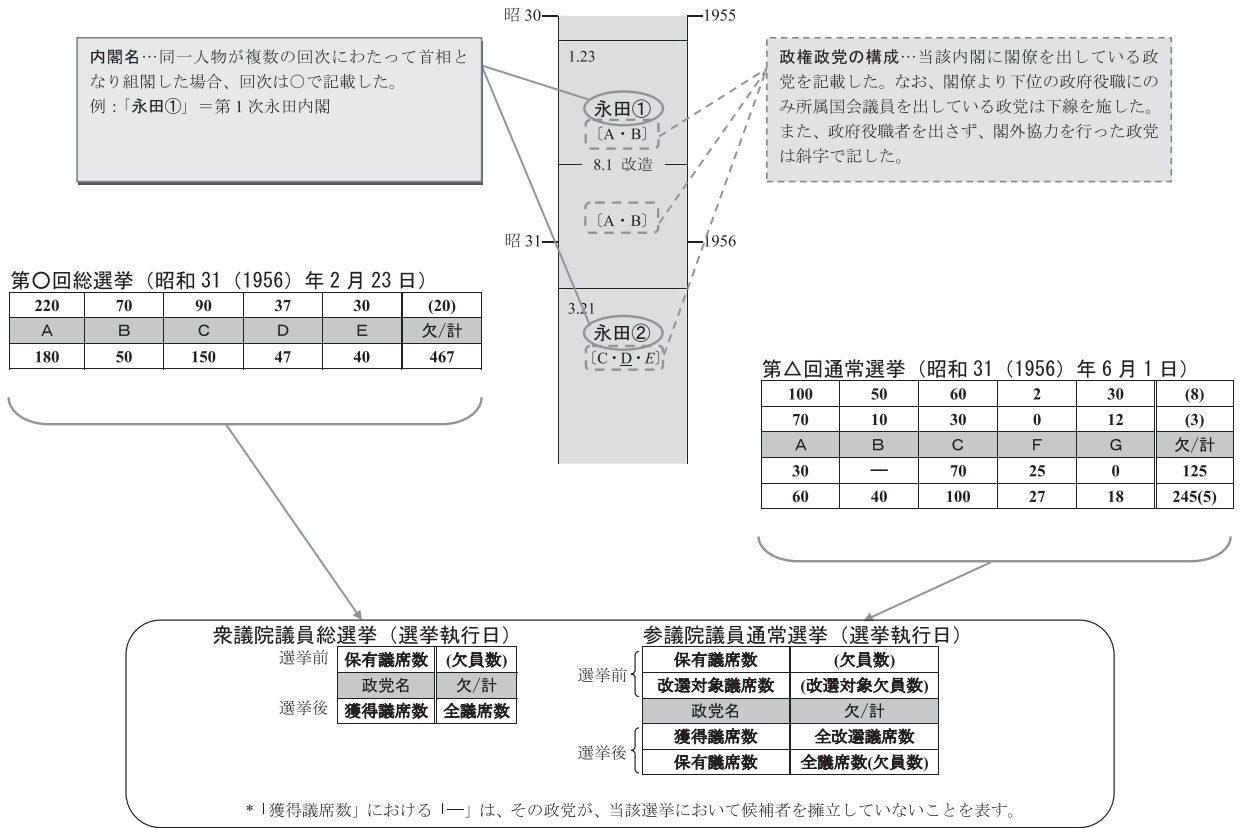
116	70	5	23	20	5	6	(2)
50	38	2	10	15	5	4	(2)
自民	民主	社民	公明	共産	諸派	無	欠/計
49	50	2	11	4	0	5	121
115	82	5	24	9	0	7	242



(注1) 昭和25年2月10日、民主自由党と民主党連立派が合同。以後は民主自由党（同年3月1日、自由党に改称）による単独政権。
 (注2) 自由党は、鳩山派の離党によって分裂。昭和28年3月22日、鳩山派は新党を結成（その後、同年11月29日に新党側の一部国会議員が再び自由党に合流）。同時期の両党について、ここでは、鳩山派の新党を「鳩山自由党」、自由党を「吉田自由党」と呼ぶこととした。
 (注3) 昭和55年6月12日、大平正芳首相が死去。同日をもって第2次大平内閣は総辞職し、伊東正義官房長官が首相臨時代理となったが、ここでは省略した。
 (注4) ①公職選挙法改正法、②衆議院議員選挙区画定審議会設置法、③政治資金規正法改正法及び④政党助成法の総称。4法のうち、(本資料の記載対象である) 選挙制度、各院の議員定数又は各法律の政党要件のうちいずれかの事項に係る法律は、①、③及び④である。①、③及び④の概要は以下の通り。
 ①衆議院議員選挙制度を小選挙区比例代表並立制に変更し、衆議院の定数を500に変更。小選挙区選挙における候補者届出政党の要件及び比例代表選挙における名簿届出政党等の要件を新設。衆議院議員総選挙における確認団体制度の廃止。
 ③政治資金規正法における政党要件の改正。
 ④政党助成制度の導入。
 (注5) 政権政党の構成は、社会党・新生党・公明党・日本新党・民社党・新党さきがけ・社会民主連合・民主改革連合（関係なし、政務次官のみ）。
 (注6) 政権政党の構成は、新生党・公明党・日本新党・民社党・新党「自由党」・民主改革連合（関係なし、政務次官のみ）。また、閣外協力を行った政党は、新党さきがけ・新党みらい。
 (注7) 平成10年6月1日、社会民主党・新党さきがけが閣外協力を解消。
 (注8) 平成14年12月23日に保守党は解散し、同年12月26日に同党の分割政党である保守新党が設立。以後は自由民主党・公明党・保守新党の3党による連立政権。
 (注9) 平成22年5月30日、社会民主党が連立離脱を決定。
 (注10) 「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」(平成24年11月26日法律第95号)の略称。
 (注11) 「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成25年6月28日法律第68号)の略称。

凡例：

【国会内勢力表、内閣】



【政党名略称一覧】

あ行		社民	社会民主党	福祉	福祉党
維新	日本維新の会	社連	社会民主連合	平和	平和・市民
右社	日本社会党（右派）	自由（昭20～23、25～30）	(日本)自由党	保守	保守党
か行		自由（平10～15）	自由党	保新	保守新党
改ク（平10～12）	改革クラブ	自連	(政党)自由連合	ま行	
改ク（平20～22）	改革クラブ	新改	新党改革	みど	みどりの風
改進	改進黨	新進	新進黨	未来	日本未来の党
革自	革新自由連合	新生	新生日	みんな	みんなの党
共産	日本共産党	新日	新党日本	民改	民主改革連合
協同	日本協同党	進歩（昭20～22）	日本進歩党	民自	民主自由党
ク連	新自由クラブ民主連合（注1）	進歩（平1～4）	進歩党	民社	民主社会党、民社党
公明	公明政治連盟、公明党、公明	スポ	スポーツ平和党	民主（昭22～25）	民主党
国協	国民協同党	生活	生活の党	民主（昭29～30）	日本民主党
国新	国民新党	税金	税金党	民主（平8～）	民主党
国民	国民民主党	た行		無会	無所属の会
さ行		大地	新党大地	や行	
さき	新党さきがけ	たち	たちあがれ日本	吉自	吉田自由党
左社	日本社会党（左派）	同志	参議院同志会（注2）	ら行	
サラ	サラリーマン新党	な行		緑風	緑風会（注3）
自ク	新自由クラブ	二院	第二院クラブ	連合	連合の会
自民	自由民主党	日新	日本新党	労農	労働者農民党
社会	日本社会党	は行			
社市	社会市民連合	鳩自	鳩山自由党		

(以上、略称の50音順)

無	無所属
---	-----

(注1) 第13回通常選挙（昭和58（1983）年6月26日執行）において、新自由クラブおよび社会民主連合の両政党が届出を行った参議院名簿届出政党等。
(注2) 参議院における会派。
(注3) 参議院における会派。